

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)」に対して寄せられたご意見について

資料3

【近隣の二次医療機関の意見の概要】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)	近隣二次医療機関からのご意見	ご意見に対する県の考え方(案)
<p>前文</p> <p>県立総合医療センターは、北勢保健医療圏の中核的な病院として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などに関する高度医療を提供するとともに、地域医療を支援する病院として県民に対する医療の確保に貢献してきた。</p> <p>また、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院(基幹災害医療センター)、第二種感染症指定医療機関などの機能を有し、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担ってきた。</p> <p>しかしながら、近年、医療を取り巻く環境は、国の医療制度改革などによって医師や看護師の確保が困難になるなど非常に厳しくなるとともに、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴い医療ニーズが高度化・多様化するなど、急速に変化している。</p> <p>このような中、総合医療センターは、DPCや7対1看護基準を導入するなど様々な経営改善に努めてきたが、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たしていくためには、経営の責任と権限を明確にし、より自立性や機動性に優れた運営体制を構築する必要がある。このため、「地方独立行政法人」に移行することとした。</p> <p>この中期目標は、県が地方独立行政法人に対して、柔軟かつ効率的な病院運営を行うことによって、多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民や他の医療機関からも一層信頼される病院になることを求めるものである。</p> <p>特に、大規模災害の発生等非常時においては、県全体の医療提供体制を確保するため、県からの要請に応じて的確に対応するなど、セーフティネットの役割を確実に果たすことや、人材育成の機能をさらに充実させ、医師等の不足や偏在という課題の解消に貢献することを強く求める。</p>	<p>No.1 独法化後も基本的には中身は変わらないと思うが、院長が理事長として権限と責任をもって病院を運営していくということで、大いに期待できる。近隣病院として総合医療センターには頼るところも多く、良い意味での競争相手となっていただきたいと考えており、北勢地域の中心的存在として引き続き頑張してほしい。</p> <p>No.2 中期目標については、必要なことが網羅されていると考える。</p> <p>No.3 中期目標については、4疾病5事業※について記載されており内容も問題ないが、目標の達成については医師の確保が前提であると考えます。 ※4疾病5事業 4疾病:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病 5事業:救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児救急含む小児医療</p> <p>No.4 総合医療センターには、単に二次保健医療圏域だけでなく、県内全域での高度医療、救急医療、感染症医療、災害時医療に対応できる機能を担ってほしい。 また、総合医療センターは北勢地域の基幹病院であり、地域の医療を支えるために、役割分担、病病連携を検討することが大切である。</p> <p>No.5 北勢の核となる病院と認識しているが、県立としては、特別な医療、先進的な医療を行う使命があると思う。</p>	<p>&lt;No.1～5に対する県の考え方&gt;</p> <p>前文においては、地方独立行政法人化(以下「独法化」という。)後も県立病院ということには変わりなく、県立病院としての役割や、何故独法化を行うのか、そして独法化後にどういった病院をめざしていくのかを謳っています。</p> <p>設立団体(県)として総合医療センターに特に求める機能としては、「多くの分野での県内最高水準の医療の提供」「セーフティネットを支える医療の提供」「医療人材の確保・育成と医師不足の緩和への貢献」の3点であり、病院長の責任と権限のもと、制度(独法化)のメリットを最大限に生かしながら、これらが実現されるよう「中期目標(素案)」の各項目に反映させているところです。</p> <p>総合医療センターは、県の政策医療を担う必要不可欠な病院であり、今後も北勢保健医療圏の中核病院として高度医療を提供するとともに、県全体の医療水準の向上に貢献できる病院にしたいと考えています。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>No.6 医療環境の変化が激しい現状を考えると、中期目標の期間について5年は長い。期間は3年ぐらいが妥当であると考えます。</p>	<p>&lt;No.6に対する県の考え方&gt;</p> <p>地方独立行政法人法で、中期目標期間は3年から5年と規定されていますが、独法化のメリットを最大限発揮し、ある程度中長期的な視点に立ち目標達成に向けた柔軟な取組が行えることを考慮して5年としました。</p> <p>なお、全国の独法化の先行事例においても5年と定めている事例が多い状況です。</p> <p>※先行事例の中期目標の期間 (平成22年度までに独法化した他県の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間: 12法人(4.5年も含む)</li> <li>・4年間: 7法人</li> <li>・3年間: 2法人</li> </ul>

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)」に対して寄せられたご意見について

資料3

【近隣の二次医療機関の意見の概要】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)	近隣二次医療機関からのご意見	ご意見に対する県の考え方(案)
<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療の提供 医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。 (1)診療機能の充実</p>		
<p>①高度医療の提供 がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対する高度医療など多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民から高い評価を受けられる病院をめざすこと。 特に、がん診療については、地域がん診療連携拠点病院として三重大学医学部附属病院と連携し、県全体の医療水準の向上に貢献すること。</p>	<p>①高度医療の提供 No.7 一部に、がんセンターなど、提供する医療を特化すべきとの意見もあるが、総合医療センターには今後も4疾病5事業の医療を提供してほしい。そうでなければ、近隣の他病院が疲弊してしまう恐れがある。</p>	<p>&lt;No.7に対する県の考え方&gt; 独法化によって、現在総合医療センターが担っている役割自体を大きく変更するものではありません。独法化のメリットを最大限発揮し、これまで以上に高度医療の提供など多くの分野で医療水準の向上に貢献し、県民から高い評価を受ける病院にしたいと考えています。</p>
<p>②救急医療 救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者に対応すること。また、ヘリポートを活用するなど積極的に広域的な対応を行うこと。</p>	<p>②救急医療 No.8 救命救急センターの満床により応需不能になることがあるため、そういった状況を改善、解消してほしい。 No.9 総合医療センターだけではないが、緊急のオペが必要な救急患者の受入れを断わられることがある。緊急時に対応する医師がいないのであれば、近隣の他病院間で医師を派遣するなどの体制、仕組みを検討することはできないか。 No.10 救急医療に力を入れていくのであれば、勤務医の負担軽減においても、外来患者の受入を減らして限られた資源を有効に使うべきである。 No.11 ヘリポートを有する総合医療センターには、県の中南勢部を含む県内全域を対象とした、より広域的な対応を期待する。</p>	<p>&lt;No.8～11に対する県の考え方&gt; 総合医療センターは、救命救急センターとして県北部の三次救急医療を担い、24時間体制で高度・専門的な医療の提供を行っています。  また、二次医療圏単位で構築される二次救急医療を周辺病院と病院群輪番制方式により担うことで、休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者に対する医療を行うなどの役割を担っています。  入院患者の受入状況などにより総合医療センターが地域全ての救急医療のニーズに応えることは難しいと考えますが、他の医療機関と連携しながら、今後(独法化後)も、引き続き救急医療体制の充実を図り、365日24時間体制で可能な限り県民のニーズに伝えていけるように求めてまいります。</p>
<p>③小児・周産期医療 小児・周産期医療の提供を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分担を行いながら、地域周産期母子医療センターとしての機能を充実すること。</p>	<p>③小児・周産期医療 No.12 総合医療センターには、周産期医療を担うこと、特にハイリスク分娩等への対応について期待しており、NICUの増床などの設備の充実にも期待している。 No.13 総合医療センターには基幹病院として、よりリスクの高い妊産婦の医療や高度な新生児医療が期待されており、引き続き地域周産期を担う役割と連携を期待する。 No.14 小児科については当院も医師が不足しており、NICUなどの設備もないため、救急患者は総合医療センターや市立四日市病院へ搬送するしかない。よって、小児・周産期医療について今後も地域の医療を支えてほしい。</p>	<p>&lt;No.12～14に対する県の考え方&gt; 総合医療センターは、NICU(新生児特定集中治療室)3床を整備し、地域周産期母子医療センターの指定を受けている医療機関であり、多くの未熟児や病的新生児の出産や退院後の発達フォローを行い、北勢保健医療圏の周産期医療の確保に重要な役割を担っています。  総合医療センターは、NICUの増床を行うなど機能の充実を図り、独法化後も、他の医療機関と連携しながら北勢地域の小児・周産期医療を担うよう、県としても必要な支援をしてまいります。</p>

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)」に対して寄せられたご意見について

資料3

【近隣の二次医療機関の意見の概要】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)	近隣二次医療機関からのご意見	ご意見に対する県の考え方(案)
<p>④感染症医療 感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等の新たな感染症に率先して対応すること。</p>	<p>④感染症医療 No.15 新型インフルエンザ等の県全体を視野に入れたより広域的な対応について、総合医療センターが中心的な役割を担いつつ、他医療機関と連携することが必要である。また、エイズ患者治療(外科手術を含めて)など、特定の感染症医療は、今後も総合医療センターが担うべきものであると考える。 No.16 SARS等の感染症発生時の受入れ窓口であってほしい。そういった不採算の医療は他の病院では難しい。</p>	<p>&lt;No.15～16に対する県の考え方&gt; 総合医療センターは、感染症医療において、県内で最初に発生したSARS感染の疑いのある患者を受け入れるなど、民間病院では難しい感染症患者に積極的に対応しており、独法化後も、広域的な対応が求められる役割を確実に担うよう求めてまいります。</p>
<p>(2)信頼される医療の提供 診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズを踏まえた最適な医療を提供すること。 また、クリニカルパスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。</p> <p>(3)医療安全対策の徹底 医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。</p> <p>(4)患者・県民サービスの向上 診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備、相談体制の充実など、病院が提供するサービスについて患者の利便性の向上を図ること。 また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め接遇の向上に取り組むこと。</p>		
<p>2 非常時における医療救護等 大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすこと。</p> <p>(1)大規模災害発生時の対応 東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、災害時医療支援チーム(DMAT)の派遣など医療救護活動に取り組むこと。 また、基幹災害医療センターとして、DMATなどの要員の育成や災害医療訓練を行うなど大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。</p> <p>(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて患者を受け入れるなど、迅速に対応すること。</p>	<p>2 非常時における医療救護等 No.17 総合医療センターは基幹災害医療センターでもあることから、DMAT活動について、他の医療機関を指導していただきたい。 No.18 東日本大震災のような大規模災害では、広範囲の対応が求められるが互いに連携しつつも、総合医療センターは県全体を視野に入れたより広域的な医療活動を担うなどの役割分担を期待する。 No.19 総合医療センターは基幹災害医療センターであり、広域的な対応も含め期待している。 No.20 二次輪番病院全てが耐震化できている状況ではないため、総合医療センターには災害拠点病院としての役割を果たすことを期待する。 No.21 広域災害時に核となる病院であってほしい。</p>	<p>&lt;No.17～21に対する県の考え方&gt; 総合医療センターは、県内唯一の基幹災害医療センターであり、ヘリポートも備えていることから、県全域での災害時には中心的な役割を担うべく活動し、患者受入を行う拠点として大きな役割を果たさなければならないと考えています。 また、被災した地域の市町から知事に対してDMATなど職員の派遣要請が行われた場合、迅速に対応するため、独法化により、通常の病院運営では独立性を確保しながらも、非常時においては、知事の指揮命令の下、最大限の活動ができるような体制を確保し迅速に対応する仕組みを担保しています。</p>

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)」に対して寄せられたご意見について

資料3

【近隣の二次医療機関の意見の概要】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)	近隣二次医療機関からのご意見	ご意見に対する県の考え方(案)
<p>3 医療に関する地域への貢献 地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院となること。</p> <p>(1)地域の医療機関との連携強化 地域連携クリニカルパスの活用など病病連携・病診連携を推進し、県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。</p> <p>(2)医師不足等の解消への貢献 へき地医療拠点病院として、へき地の医療に対する支援体制を充実するとともに、医師不足の深刻な公立病院に対して医師を派遣するなど、地域の医療提供体制の確保に貢献すること。</p>	<p>3 医療に関する地域への貢献 (1)地域の医療機関との連携強化 No.22 近隣の他病院が専門医の確保が困難な診療科について、引き続き総合医療センターとの病病連携をお願いしたい。</p> <p>No.23 病病連携及び病診連携は必要であり、総合医療センターとの連携をより一層図っていただけることを期待する。病病連携、病診連携は今後も重視していきたい。</p> <p>(2)医師不足等の解消への貢献 No.24 へき地医療に対する支援に関しては、三重大学医学部附属病院や総合医療センターが担うべきものと考ええる。</p> <p>No.25 総合医療センターには北勢二次医療圏の中核病院として他の病院を支えてほしいし、二次医療圏を守ってほしい。また、県全体への医師派遣についても大いに期待している。</p>	<p>&lt;No.22～27に対する県の考え方&gt; 地域の医療機関との病病連携及び病診連携については、独法化後も総合医療センターが有する医療資源を積極的に活用し、北勢地域全体の医療の質の向上に貢献できる病院にしていきたいと考えています。</p> <p>医師不足等の解消への貢献については、まずは総合医療センターが研修医や指導医など医師の集まる病院となる必要があります。</p> <p>そのためには、独法化にあたって、さらに医療の高度化、専門化を図るとともに、魅力ある研修プログラムの構築や医師の働く環境の整備などにより、優れた医師の育成に積極的に取り組む必要があると考えています。</p> <p>そのうえで、総合医療センターで育成された優れた医師を三重大学と連携しながら派遣することにより、本県の医師不足等の解消に貢献できる病院にしたいと考えています。</p>
<p>4 医療に関する教育及び研修 医療従事者にとって魅力ある病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成を行うこと。</p>		
<p>(1)医師の確保・育成 三重大学と連携して指導医を確保するとともに、積極的に臨床研修医等を受け入れ、優れた医師の育成を行うこと。</p> <p>(2)看護師の確保・育成 看護師の確保・定着を図り、質の高い看護が継続的に提供できるよう研修の充実を図ること。</p>	<p>(1)医師の確保・育成 No.26 研修会や意見交換会などで情報を交換、共有することにより、互いの意識やスキルが向上できるような場づくりがなされることを期待する。</p> <p>(2)看護師の確保・育成 No.27 現在の稼働していない許可病床が稼働できるよう、独法化のメリットを生かして看護師を集め、早くベッド数を増やして(元に戻して)ほしい。</p>	
<p>(3)コメディカル(医療技術職)の専門性の向上 薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術職について、専門性の向上を図るため、研修の充実を図ること。</p> <p>(4)資格の取得への支援 専門医、認定看護師など職員の資格取得に向けた支援を行うこと。</p> <p>(5)医療従事者の育成への貢献 医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者の育成に貢献すること。</p> <p>5 医療に関する調査及び研究 提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。</p>		

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)」に対して寄せられたご意見について

資料3

【近隣の二次医療機関の意見の概要】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)	近隣二次医療機関からのご意見	ご意見に対する県の考え方(案)
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善及び効率化を推進すること。</p> <p>1 適切な運営体制の構築 医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、運営体制を構築すること。</p> <p>2 効果的・効率的な業務運営の実現 医療環境の変化に応じて職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うこと。</p>		
<p>3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成 すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。</p>	<p>3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成</p> <p>No.28 業務改善に継続して取り組むためには、職員の帰属意識、当事者意識が非常に重要である。</p> <p>No.29 他県などの独法化の先行事例においても、人事評価制度は導入できていないケースが多いが、導入すべきであると考え。職員の公務員意識を変える必要があると考える。</p> <p>No.30 職員の危機意識がないと病院は変わらない。</p>	<p>&lt;No.28～30に対する県の考え方&gt;</p> <p>改善目標を職員自らが設定するとともに、評価委員会の設置によって外部から適正な評価が行われ、結果が公表されることや、中期計画を策定するプロセスにおける院内議論の高まりによって、病院の目標が明確になり、職員の意識改革を図ることが期待できると考えています。</p> <p>総合医療センターにおいては、独法化により、病院長の権限と責任の明確化、財務体質の安定化を図り、病院の自主性、自律性、病院運営の迅速性、柔軟性を高めていきたいと考えています。そういった中で、職員が使命感や達成感を持てる環境を法人自らが整え、職員のモチベーションと経営参画意識の向上を図ることにより、医療サービスの向上につなげていきたいと考えています。</p>
<p>4 就労環境の向上 職員が働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。</p> <p>5 人材の確保・育成を支えるしくみの整備 人材の確保・育成を支えるしくみを整備し、組織力の向上に向けて、職員一人ひとりが、その意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりを行うこと。</p>		
<p>6 事務部門の専門性の向上と効率化 病院経営や医療事務に精通した職員を確保、育成することにより、事務部門の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門の効率化を図ること。</p>	<p>6 事務部門の専門性の向上と効率化</p> <p>No.31 独法化により、事務職員がプロパー化することについては、病院運営の面からも良いことである。</p> <p>No.32 事務長の役割を重視すべきであり、院長の権限とのバランスが大切であると考え。</p> <p>No.33 事務職員が県の異動ローテーションで短い周期で変わることはよくない。</p>	<p>&lt;No.31～33に対する県の考え方&gt;</p> <p>病院の事務職員は、高い専門性が必要ですが、現在の県組織の枠組みの中では定期的な人事異動等により、病院事務に精通した職員の育成が難しい状況にあります。</p> <p>事務職員については、独法化後は法人自らプロパー職員を採用し、育成することで、高い専門性を持つ職員の確保を図ることができると考えています。</p> <p>そのことにより、事務部門が強化(事務局機能が強化)され、理事長をサポートし、経営戦略の立案・遂行が確実に実行できる体制が構築できると考えています。</p>

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)」に対して寄せられたご意見について

資料3

【近隣の二次医療機関の意見の概要】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標(素案)	近隣二次医療機関からのご意見	ご意見に対する県の考え方(案)
<p>7 収入の確保と費用の節減 病床利用率の向上、診療報酬制度への適切な対応、診療報酬の請求漏れ防止や未収金対策の徹底などにより収入の確保を図ること。また、薬品や診療材料の在庫管理の徹底や、多様な契約手法の検討などにより費用の節減に取り組むこと。</p> <p>8 積極的な情報発信 県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を一層確保するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。</p>		
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できる経営基盤を確立すること。 そのため、業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標の期間に経常収支比率100%以上を達成し、維持すること。 なお、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県が負担する。</p>	<p>No.34 医療を維持するには財政基盤がきちっとしていないといけないと考える。</p>	<p>&lt;No.34に対する県の考え方&gt; 地方独立行政法人は、法人として求められる業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を持つことが地方独立行政法人法で定められており、総合医療センターについても独法化にあたって、必要な財産的基礎を持つことになります。 そのうえで、独法化により、病院の自主性・自律性の向上、迅速性・柔軟性を確保しながら病院運営を行うことで、さらに医療サービスを向上させ、安定した収益が確保できる(財務体質の安定化が図られる)ものと考えています。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政の取組に対し積極的に協力すること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう法令や社会規範を遵守すること。</p>		